

厚生労働科学研究補助金（労働安全衛生総合研究事業）

分担研究報告書（令和4年度）

「労働安全衛生法に基づく歯科医師による健康診断のより適切な実施に資する研究」
都道府県医師会および一部郡市区歯科医師会における
歯科特殊健診の実施状況に関する質問紙調査

分担研究者 大山 篤

東京医科歯科大学 歯学部 非常勤講師
(株)神戸製鋼所東京本社健康管理センター

事業者は、有害な業務で政令で定めるものに従事する労働者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、歯科医師による健康診断を実施することが義務づけられている。しかし、令和元年度（2019年度）に一部地域の事業場を対象として歯科特殊健診の実施状況について自主点検を行った結果からは、酸等の取り扱い業務のある事業場のうち、歯科特殊健診を実施したと回答した事業場は31.5%にとどまっていたことがわかっている。

労働安全衛生規則の改正により、2022年10月1日からは常時使用する労働者の数にかかわらず、すべての事業場に歯科特殊健診の結果を労働基準監督署長に報告することが義務づけられることになった。今後、常時使用する労働者数が50人未満の事業場を中心に歯科特殊健診を実施する事業場が増加することが予想され、有害業務の実態を把握し、作業環境管理・作業管理における課題と対策について分析を行い、歯科特殊健診と事後措置の適切な実施に関する事例収集を行うことが喫緊の課題となっている。そのため、本研究では、都道府県歯科医師会および一部郡市区歯科医師会を対象に歯科特殊健診の実施に関する質問紙調査を行った。

質問紙調査の結果、都道府県歯科医師会や郡市区歯科医師会に対して、事業場から歯科特殊健診の実施に関する問い合わせが増加していることがわかった。今まで歯科特殊健診の結果を労働基準監督署長に報告する義務がなかった小規模事業場を中心に、今後は歯科医師会に対して歯科特殊健診の依頼が増加する可能性が考えられる。小規模事業場の歯科特殊健診に関しては、有所見率や作業管理・作業環境管理の実態等も含めて未知の部分が多く、都道府県歯科医師会・郡市区歯科医師会が各事業場における歯科特殊健診を確実に実施できる体制を早急に整備し、小規模事業場の歯科特殊健診結果も早期に把握する必要性が考えられた。

また、歯科医師会からの要望として、「歯科特殊健診は法定であり、全国的に統一した方法や診断基準で実施されるべきである」という旨の意見があげられており、歯科特殊健診のマニュアルや健診票、教育ツールに関して全国共通のものを準備し、歯科特殊健診の実施内容の均てん化を図ることも検討すべきである。

A. 研究目的

事業者は、有害な業務で政令で定めるものに従事する労働者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、歯科医師による健康診断（以下、歯科特殊健診）を実施することが義務づけられている（労働安全衛生法第 66 条第 3 項、労働安全衛生法施行令第 22 条第 3 項、労働安全衛生規則第 48 条）¹⁾。

しかし、令和 2 年（2020 年）12 月に厚生労働省から都道府県労働局に発出された「有害な業務における歯科医師による健康診断等の実施の徹底について」によれば、令和元年度に一部地域の事業場を対象として歯科特殊健診の実施状況について自主点検を行ったところ、酸等の取り扱い業務のある事業場のうち、歯科特殊健診を実施したと回答した事業場は 31.5%にとどまっていたことがわかっている²⁾。特にこの自主点検の結果に関しては、常時 50 人以上の労働者を使用する事業場において歯科特殊健診を実施したと回答した事業場の割合が 55.6%であり、常時 50 人未満の労働者を使用する事業場では 22.5%とさらに低い傾向が見られたことが報告された。また、酸等の取り扱い業務があると回答した事業場の業種は、化学工業、窯業・土石製品製造業、非金属製品製造業等の割合が高い傾向にあったとされている。

従来、歯科特殊健診の結果を労働基準監督署長へ報告することが義務づけられていたのは、歯やその支持組織に有害な業務があり常時使用する労働者が 50 人以上の事業所のみであったが、労働安全衛生規則の改正により、2022 年 10 月 1 日からは常時使用する労働者の数にかかわらず、すべての事業場に報告が義務づけられることになった³⁾⁵⁾。厚生労働省 都道府県労働局、労働基準監督署からも「事業者は、労働安全衛生法第 66 条第 3 項に基づき、歯等に有害な業務に従事する労働者に対して、歯科医師による健康診断を実施し、その結果を所轄労働基準監督署長へ報告しなければならない」ことがリーフレット等で周知されている⁶⁾⁷⁾。

今後、常時使用する労働者数が 50 人未満の事業場を中心に歯科特殊健診を実施する事業場が増加することが予想され、また、労働者の働き方の多様化や急速な技術革新の進展などにより事業場を取り巻く環境が大きく変化していることから、有害業務の実態を把握し、作業環境管理・作業管理における課題と対策について分析を行い、歯科特殊健診と事後措置の適切な実施に関する事例収集を行うことが喫緊の課題となっている。

本研究では、日本歯科医師会、各都道府県歯科医師会、および一部の郡市区歯科医師会の協力を得て、上記の課題への対応を検討するための事前調査を行うことを目的とした。

本研究では、日本歯科医師会、各都道府県歯科医師会、および一部の郡市区歯科医師会の協力を得て、上記の課題への対応を検討するための事前調査を行うことを目的とした。

B. 研究方法

1. 対象

各都道府県歯科医師会、および一部の郡市区歯科医師会（令和 3 年度厚生労働科学研究「職場での歯科口腔保健を推進するための調査研究」の調査で対象となった郡市区歯科医師会）に調査への協力を依頼した。

2. 調査の実施

研究責任者、本研究を担当する研究分担者、および日本歯科医師会の研究協力者間で複数回打ち合わせを行い、質問紙を作成した（別紙 1）。その後、各都道府県歯科医師会および一部郡市区歯科医師会に質問紙を郵送し、本調査への協力を依頼した。回答は郵送または電子メールにて回収した。

また、事業について報告書等がまとまっている場合、可能であればその写し等の提出をいただき、関連資料として情報を収集することとした。調査時期は 2022 年 11 月から 2023 年 3 月である。なお、本研究の実施に際し、東京歯科大学倫理審査委員会の承認を得た（承認番号 1129）。

3. 調査内容

調査内容は、1) 当該歯科医師会で歯科特殊健診を担当している会社数、事業場数、職種、従業員規模、2) 産業医学研修会の修了者数、労働衛生コンサルタント数、3) 歯科特殊健診を依頼できる歯科医師数、4) 歯科特殊健診のマニュアルや問診票、研修会の有無、5) 歯科特殊健診の実態形態、6) 職場巡視について、7) 歯の酸蝕症の診断基準

について、8) 歯科特殊健診後の事後措置について、9) 労働基準監督署や保健所などとの連携について、等であった。

C.研究結果

47 都道府県からの回答の集計結果を別紙 2 に、39 郡市区歯科医師会からの回答の集計結果を別紙 3 に示す。

1. 歯科医師会における歯科特殊健診の実施または実施予定

47 都道府県のうち歯科特殊健診の実施または実施予定があるのは 27 歯科医師会 (57.4%) であり、39 郡市区歯科医師会のうち歯科特殊健診の実施または実施予定があるのは 19 歯科医師会 (48.7%) であった。なお、以下の設問 2~19 までの回答については、歯科特殊健診の実施または実施予定のある歯科医師会を対象としている。

2. 歯科医師会で歯科特殊健診を担当している事業場の把握状況

都道府県歯科医師会で歯科特殊健診の実施または実施予定がある 27 歯科医師会のうち、歯科特殊健診を実施している事業場を「歯科医師会として一部把握している」が 21 歯科医師会 (77.8%) と最も多く、「歯科医師会として全く把握していない」と「歯科医師会として全て把握している」がそれぞれ 3 歯科医師会 (11.1%) であった。

郡市区歯科医師会で歯科特殊健診の実施または実施予定がある 27 歯科医師会のうち、歯科特殊健診を実施している事業場を「歯科医師会として一部把握している」が 16 歯科医師会 (84.2%) と最も多く、「歯科医師会として全く把握していない」が 2 歯科医師会 (10.5%)、「歯科医師会として全て把握している」が 1 歯科医師会 (5.3%) であった。

3. 歯科医師会として把握している事業場数

都道府県歯科医師会が歯科特殊健診を実施している事業場を「歯科医師会として全て把握している」または「歯科医師会として一部把握している」と回答した 24 歯科医師会において、把握している事業場数は最大 85 事業場、最小 1 事業場、中央値では 15.5 事業場であった。なお、事業場数の無回答は

除外して算出した。

郡市区歯科医師会が歯科特殊健診を実施している事業場を「歯科医師会として全て把握している」または「歯科医師会として一部把握している」と回答した 16 歯科医師会において、把握している事業場数は最大 30 事業場、最小 1 事業場、中央値では 3 事業場であった。なお、事業場数の無回答は除外して算出した。

4. 歯科医師会で担当している事業場の規模別の内訳 (複数回答)

都道府県歯科医師会では、「従業員数 50 名以上の事業場」を担当していると回答したのが 14 歯科医師会 (51.9%)、「従業員 50 名未満の事業場」を担当していると回答したのも 14 歯科医師会 (51.9%)、「規模がわからない事業場」を担当していると回答したのが 16 歯科医師会 (59.3%) であった。

郡市区歯科医師会では、「従業員数 50 名以上の事業場」を担当していると回答したのが 7 歯科医師会 (36.8%)、「従業員 50 名未満の事業場」を担当していると回答したのが 7 歯科医師会 (36.8%)、「規模がわからない事業場」を担当していると回答したのも 7 歯科医師会 (36.8%) であった。

5. 歯科医師会で、歯科特殊健診を担当している事業場の業種 (複数回答)

都道府県歯科医師会が歯科特殊健診を担当している業種について、製造業を担当している歯科医師会が最も多く (23 歯科医師会、85.2%)、次いで電気・ガス・熱供給・水道業 (11 歯科医師会、40.7%)、鉱業・採石業・砂利採取業と建設業 (6 歯科医師会、22.2%) の順に多かった。

郡市区歯科医師会が歯科特殊健診を担当している業種についても、製造業を担当している歯科医師会が最も多く (16 歯科医師会、84.2%)、次いで電気・ガス・熱供給・水道業 (4 歯科医師会、21.1%)、鉱業・採石業・砂利採取業 (3 歯科医師会、15.8%) の順であった。

6. 歯科医師会で担当している事業場で使われている有害物質 (複数回答)

都道府県歯科医師会が歯科特殊健診を担当している事業場で使われている有害物質

で、最も多かったのは硫酸(24 歯科医師会、88.9%)、次いで塩酸(22 歯科医師会、81.5%)、硝酸(21 歯科医師会、77.8%)の順であった。

郡市区歯科医師会が歯科特殊健診を担当している事業場で使われている有害物質で、最も多かったのは硫酸(13 歯科医師会、68.4%)、次いで塩酸(12 歯科医師会、63.2%)、硝酸(11 歯科医師会、57.9%)の順であった。

7. 歯科医師会の会員で、日本歯科医師会主催の産業歯科医研修会の修了者数

都道府県歯科医師会のうち、日本歯科医師会主催の産業歯科医研修会の修了者数が最も多かった歯科医師会では584名であり、最も少なかった歯科医師会では13名、中央値は170名であった。ただし、「不明・把握していない」と回答した4 歯科医師会は算出から除外している。

郡市区歯科医師会のうち、日本歯科医師会主催の産業歯科医研修会の修了者数が最も多かった歯科医師会では28名であり、最も少なかった歯科医師会では2名、中央値は14名であった。ただし、「不明・把握していない」と回答した8 歯科医師会、無回答の2 歯科医師会は算出から除外している。

8. 歯科医師会の会員で、日本歯科医師会主催の産業医学講習会の修了者数

都道府県歯科医師会のうち、日本歯科医師会主催の産業医学講習会の修了者数が最も多かった歯科医師会では163名であり、最も少なかった歯科医師会では0名、中央値は12名であった。ただし、「不明・把握していない」と回答した8 歯科医師会、無回答の2 歯科医師会は算出から除外している。

郡市区歯科医師会のうち、日本歯科医師会主催の産業医学講習会の修了者数が最も多かった歯科医師会では14名であり、最も少なかった歯科医師会では0名、中央値は1名であった。ただし、「不明・把握していない」と回答した11 歯科医師会、無回答の3 歯科医師会は算出から除外している。

9. 歯科医師会の会員で、労働衛生コンサルタント数

都道府県歯科医師会のうち、労働衛生コンサルタントの数が最も多かった歯科医師会では24名であり、最も少なかった歯科医師会では0名、中央値は2.5名であった。ただし、「不明・把握していない」と回答した5 歯科医師会、無回答の2 歯科医師会は算出から除外している。

郡市区歯科医師会のうち、労働衛生コンサルタントの数が最も多かった歯科医師会では1名であり、最も少なかった歯科医師会では0名、中央値は0名であった。ただし、「不明・把握していない」と回答した11 歯科医師会、無回答の2 歯科医師会は算出から除外している。

10. 貴歯科医師会の会員から歯科特殊健診を依頼できる歯科医師

都道府県歯科医師会のうち、会員の中から歯科特殊健診を依頼できる歯科医師がいる歯科医師会は27 歯科医師会(100%)であった。依頼できる歯科医師数が最も多い歯科医師会では560名、最も少ない歯科医師会では4名、中央値は61名であった。ただし、「不明・把握していない」と回答した6 歯科医師会、無回答の4 歯科医師会は算出から除外している。

郡市区歯科医師会のうち、会員の中から歯科特殊健診を依頼できる歯科医師がいる歯科医師会は17 歯科医師会(89.5%)であった。依頼できる歯科医師数が最も多い歯科医師会では100名、最も少ない歯科医師会では1名、中央値は9名であった。ただし、「不明・把握していない」と回答した2 歯科医師会、無回答の3 歯科医師会は算出から除外している。

11. 歯科医師会に歯科特殊健診用のマニュアルがあるか

都道府県歯科医師会で歯科特殊健診用のマニュアルがあるのは16 歯科医師会(59.3%)、郡市区歯科医師会で歯科特殊健診用のマニュアルがあるのは5 歯科医師会(26.3%)であった。

12. 歯科医師会として都道府県歯科医師会作成の歯科特殊健診用問診票を使用しているか

都道府県歯科医師会において、都道府県

歯科医師会作成の歯科特殊健診用問診票を使用しているのは 23 歯科医師会 (85.2%) であり、郡市区歯科医師会で都道府県歯科医師会作成の歯科特殊健診用問診票を使用しているのは 13 歯科医師会 (68.4%) であった。

13. 歯科医師会で歯科特殊健診の報酬や申込み方法等についての資料(パンフレット等)を準備しているか

都道府県歯科医師会で歯科特殊健診の報酬や申込み方法等についての資料(パンフレット等)を準備しているのは 11 歯科医師会 (40.7%)、郡市区歯科医師会で歯科特殊健診の報酬や申込み方法等についての資料(パンフレット等)を準備しているのは 3 歯科医師会 (15.8%) であった。

14. 歯科医師会に歯科特殊健診に関する照会が来たときには、誰がどのように対応しているか

都道府県歯科医師会で歯科特殊健診に関する紹介が来たとき、制度や一般的な実施内容についての照会の場合は事務局対応、具体的な個別事例についての照会の場合は担当役員が対応していることが多かった。

郡市区歯科医師会で歯科特殊健診に関する紹介が来たとき、制度や一般的な実施内容についての照会、具体的な個別事例についての照会のいずれも事務局が対応していることが多かった。

15. 歯科医師会で歯科特殊健診に関する研修会を主催または共催しているか

都道府県歯科医師会において、歯科特殊健診に関する研究会を主催または共催しているのは 13 歯科医師会であり、そのうち事業場での研修を含むのは 2 歯科医師会 (7.4%)、事業場での研修を含まないのは 11 歯科医師会 (40.7%) であった。

郡市区歯科医師会において、歯科特殊健診に関する研究会を主催または共催しているのは 1 歯科医師会であり、事業場での研修を含まない形式での実施であった (5.3%)。

16. 歯科医師会で特殊健診を実施するにあたり、留意していること(複数回答)

都道府県歯科医師会において、歯科特殊健診を実施するにあたって留意している事項は「特殊健診対象者の業務内容の聞き取り」が最も多く (22 歯科医師会、81.5%)、次いで「特殊健診対象者の生活習慣・環境の聞き取り」と「特殊健診対象者の手袋、マスク等の保護具の使用状況の把握」(いずれも 17 歯科医師会、63.0%)、「事業所の作業環境管理(局所排気装置の状況等)」(16 歯科医師会、59.3%) であった。それらと比べると、「職場巡視の実施」は少なかった (12 歯科医師会、44.4%)

郡市区歯科医師会において、歯科特殊健診を実施するにあたって留意している事項は「特殊健診対象者の業務内容の聞き取り」が最も多く (14 歯科医師会、73.7%)、次いで「特殊健診対象者の生活習慣・環境の聞き取り」と「特殊健診対象者の手袋、マスク等の保護具の使用状況の把握」、「事業所の作業環境管理(局所排気装置の状況等)」(いずれも 11 歯科医師会、57.9%) であった。それらと比べると、「職場巡視の実施」は少なかった (6 歯科医師会、31.6%)。

17. 歯科特殊健診を行った際の有所見率(本調査では、疑い、軽度も含めて)はどの程度と考えているか

都道府県歯科医師会では、歯科特殊健診を行った際の有所見率について「ほとんどない(1%未満)」と考えていたのが 25 歯科医師会 (92.6%)、「1~5%未満」と考えていたのが 1 歯科医師会 (3.7%)、無回答が 1 歯科医師会 (3.7%) であった。

郡市区歯科医師会では、歯科特殊健診を行った際の有所見率について「ほとんどない(1%未満)」と考えていたのが 14 歯科医師会 (73.7%)、「1~5%未満」と考えていたのが 1 歯科医師会 (5.3%)、「10~20%未満」と考えていたのが 1 歯科医師会 (5.3%)、無回答が 3 歯科医師会 (15.8%) であった。

18. 歯の酸蝕症の健診を依頼された場合、日本歯科医師会監修の「歯科医のための産業保健入門」第 7 版または第 8 版に掲載されている「歯の酸蝕症」の診断基準で行っているか

都道府県歯科医師会において、この基準通りに行っているのは 23 歯科医師会

(85.2%)、この基準の表現を一部修正して行っているのは3 歯科医師会 (11.1%)、別の基準で行っているのは1 歯科医師会 (3.7%) であった。

郡市区歯科医師会において、この基準通りに行っているのは18 歯科医師会 (94.7%)、別の基準で行っているのは1 歯科医師会 (5.3%) であった。

19. 歯科特殊健診後の事後措置について、留意されている点

都道府県歯科医師会では、特に1) 疑いのある者や有所見者があった場合の対応、2) 事業場への結果の報告、3) 三管理を含む報告書の作成、等に関する記載が多く見られていた。

郡市区歯科医師会では、1) 有所見者があった場合の対応や追跡、2) 歯科特殊健診の重要性、等が記載されていた。

20. 公的機関と何でも相談できる関係にあるか

都道府県歯科医師会において、公的機関と何でも相談できる割合は1) 都道府県労働局では21 歯科医師会 (44.7%)、2) 労働基準監督署は13 歯科医師会 (27.7%)、3) 産業保健総合支援センターは26 歯科医師会 (55.3%)、4) 地域産業保健センターは13 歯科医師会 (27.7%)、5) 保健所は30 歯科医師会 (63.8%) であった。

郡市区歯科医師会では、1) 都道府県労働局では9 歯科医師会 (23.1%)、2) 労働基準監督署は11 歯科医師会 (28.2%)、3) 産業保健総合支援センターは6 歯科医師会 (15.4%)、4) 地域産業保健センターは8 歯科医師会 (20.5%)、5) 保健所は37 歯科医師会 (94.9%) であった。

21. 歯科特殊健診を実施する際に気になっていること、困っていること、意見等

1) 都道府県歯科医師会

2022年10月からの労働安全衛生規則の改正で常時使用する労働者数に関わらず労働基準監督署長に報告することが義務づけられたため、歯科特殊健診の依頼が増加していることが記載されていた。そのため、都道府県歯科医師会で労働局や関連機関、事業所や郡市区歯科医師会、産業歯科医で情

報共有しながら、対応できる環境整備を進めているという意見が見られている。また、都道府県歯科医師会では歯科特殊健診のマニュアルや健診票を作成する等、歯科特殊健診を行う歯科医師の資質向上や、診査方法、および診断基準の統一化に努めていることが理解できた。

さらに、歯科特殊健診は法定であることから、日本全国どこでも同等な歯科特殊健診が実施できるように、全国で統一したシステムでマニュアル(評価項目や費用を含む)や健診票が作成されるべきであるという要望があった。歯科特殊健診に関わる歯科医師の育成のため、動画等で実際の症例や注意点が学べる教材や、職場巡視に関する詳細な資料なども提供してほしいという要望も見られている。

2) 郡市区歯科医師会

現在は事業場からの歯科特殊健診の依頼に対応できる歯科医師が少ない歯科医師会もあるが、歯科特殊健診の依頼が増加するのに対応できるように、体制を整備する予定であることが記載されていた。また、歯科特殊健診の基準(診断基準や費用等を含む)がバラバラになるのではないかと危惧する意見も見られており、歯科特殊健診の健診票や問診票は全国共通の様式を提供してほしいという要望があった。

D. 考察

1. 歯科医師会における歯科特殊健診の実施または実施予定について

本研究結果からは、都道府県歯科医師会・郡市区歯科医師会ともに、歯科特殊健診の実施または実施予定が必ずしもあるわけではないことがわかった。その理由のひとつとして、事業場数や事業所の規模、業種等は地域によって偏りがあることがあげられる^{8,9)}。そのために、歯科特殊健診の実施または実施予定がある歯科医師会にも地域差が見られた可能性が考えられる。

また、事業者からの歯科特殊健診の依頼に対しては、都道府県歯科医師会が主体となって対応していることが多かったが、都道府県によっては郡市区歯科医師会が主体となっている場合もあり、都道府県歯科医

師会と郡市区歯科医師会の補完的な関係が歯科特殊健診の実施または実施予定の結果に影響を及ぼした可能性も考えられる。

さらに、歯科特殊健診は事業者から歯科医師会経由で依頼がなされずに、事業者から歯科特殊健診実施の実績がある歯科医師に直接依頼される場合も多いと言われている。そのため、歯科医師会で歯科特殊健診を実施していない可能性も考えられる。

つぎに、以前は歯またはその支持組織に有害な業務があつて、常時 50 人以上の労働者を使用する事業場のみが歯科特殊健診の結果を所轄労働基準監督署長へ定期健康診断の様式で報告しなければならないことになっていたが、2023 年 10 月からは常時使用する労働者数にかかわらず所轄労働基準監督署長に「有害な業務に係る歯科健康診断結果報告書」を用いて報告することになった³⁻⁵⁾。

本調査の結果を見ると、都道府県歯科医師会・郡市区歯科医師会には歯科特殊健診に関する事業場からの問い合わせが増加しているとのことであり、都道府県労働局や都道府県歯科医師会等の広報活動等により、小規模事業場を中心に歯科特殊健診の実施や労働基準監督署長への結果の報告義務に関する周知が進んでいるようである³⁻⁷⁾。そのため、今後は歯科特殊健診に関する広報がより進むにつれて、今まで労働基準監督署長に歯科特殊健診結果の報告義務がなかった常時 50 人未満の小規模事業場を中心に、歯科医師会への歯科特殊健診の依頼が増加する可能性が考えられる。それに対して、歯科特殊健診の実施または実施予定がある歯科医師会の多くは、事業者からの歯科特殊健診の依頼に対応できるように、関係する公的機関との連携を図る等、歯科特殊健診を円滑に実施するための環境を整備しつつあることも理解できた。

なお、小規模事業場の安全衛生管理については大規模事業場に比べて整備されていないことが多いと言われており^{10) 11)}、歯科特殊健診の結果についても公表されたことがほとんどない。本調査で歯科医師会の担当者に回答してもらった歯科特殊健診を行った際の有所見率も、常時 50 人以上の労働者を使用する事業場の結果であると推定される。そのため、小規模事業場の歯科特殊健

診に関しては、有所見率や作業管理・作業環境管理の実態等も含めて未知の部分が多い。都道府県歯科医師会・郡市区歯科医師会が各事業場における歯科特殊健診を確実に実施できる体制を早急に整備し、小規模事業場の歯科特殊健診結果も早期に把握する必要性が考えられた。その際、職域における健康管理が行き届きにくいとされる非正規雇用労働者^{12) 13)} に関しても、状況把握が必要であろう。

2. 歯科医師会からの要望や意見について

歯科特殊健診の実施または実施予定がある都道府県歯科医師会では、その多くが歯科特殊健診のマニュアルや健診票を作成し、都道府県単位で診査方法や診断基準の統一化を行いながら、歯科特殊健診を行う歯科医師の育成や資質向上にも努めていることが理解できた。しかし、都道府県歯科医師会・郡市区歯科医師会からの要望として、「歯科特殊健診は法定であることから、日本全国どこでも同等な歯科特殊健診が実施できるように、全国で統一したシステムでマニュアル(評価項目や費用を含む)や健診票が作成されるべきである」という旨の意見も見られていた。

現状、歯科特殊健診のマニュアルや健診票は都道府県歯科医師会で作成されることが多く、都道府県単位である程度の統一は見られているものの、全国的に統一されているわけではない。特に歯科特殊健診のマニュアルや健診票を作成していない都道府県では、今後の歯科特殊健診に関わる歯科医師の育成・資質向上を行う体制を整備するにも、相当な準備期間を要する可能性が考えられる。

全国的に統一した方法や診断基準で歯科特殊健診を実施するためには、歯科特殊健診のマニュアルや健診票に関しては全国共通のものを準備して、歯科特殊健診の実施内容の均てん化を図り、症例の画像などを含む教育ツールなども全国共通のものを準備すること等も検討すべきであると考えられる。

また、歯科特殊健診が扱う範囲は必ずしも歯の酸蝕症に限定されるわけではなく、口内炎や咳、嘔吐などを生じる化学物質等の影響にも目を向ける必要がある¹⁴⁾。口腔

領域の疾病や症状に対する業務起因性をし
っかり判断するためにも、歯科特殊健診の
マニュアルには作業管理や作業環境管理を
含めた職場巡視についても記載すべきであ
ると考えられる。

E. 結論

都道府県歯科医師会および一部郡市区歯
科医師会を対象に歯科特殊健診の実施に関
する質問紙調査を行った。

2023年10月から、歯またはその支持組
織に有害な業務があるすべての事業場は、
所轄労働基準監督署長に歯科特殊健診の結
果を報告することが義務化された。それに
ともない、都道府県歯科医師会や郡市区歯
科医師会に対して、事業場から歯科特殊健
診の実施に関する問い合わせが増加してい
た。今まで歯科特殊健診の結果を労働基準
監督署長に報告する義務がなかった小規模
事業場を中心に、今後は歯科特殊健診の依
頼が増加する可能性が考えられる。小規模
事業場の歯科特殊健診に関しては、有所見
率や作業管理・作業環境管理の実態等も含
めて未知の部分が多く、都道府県歯科医師
会・郡市区歯科医師会が各事業場における
歯科特殊健診を確実に実施できる体制を早
急に整備し、小規模事業場の歯科特殊健診
結果も早期に把握する必要性が考えられた。

また、歯科医師会からの要望として、「歯
科特殊健診は法定であり、全国的に統一し
た方法や診断基準で実施されるべきである」
という旨の意見があげられており、歯科特
殊健診のマニュアルや健診票、教育ツール
に関して全国共通のものを準備し、歯科特
殊健診の実施内容の均てん化を図ることも
検討すべきである。

謝辞

本研究に実施に際し、質問紙調査にご協
力いただきました日本歯科医師会、都道府
県歯科医師会、郡市区歯科医師会の関係者
各位に深く御礼申し上げます。

F. 健康危険情報

なし

G. 研究発表

1. 論文発表
なし
2. 学会発表
なし

H. 知的財産権の出願・登録状況 (予定を含む。)

1. 特許取得
なし
2. 実用新案登録
なし
3. その他
なし

I. 参考文献

- 1) 奈良県歯科医師会 産業歯科センター.
歯科特殊健康診断のご案内.
https://www.nashikai.or.jp/pict/tokusyu_kenshinnituite.pdf
(2023年3月31日最終アクセス)
- 2) 厚生労働省. 有害な業務における歯科
医師による健康診断等の実施の徹底につ
いて.
<https://www.mhlw.go.jp/content/000760800.pdf> (2023年3月31日最終ア
クセス)
- 3) 厚生労働省 都道府県労働局・労働基準
監督署. 2022(令和4)年10月1日か
ら 歯科健診の結果報告が すべての事業
場に義務化されます.
<https://jsite.mhlw.go.jp/mie-roudoukyoku/content/contents/001263380.pdf>
(2023年3月31日最終アクセス)
- 4) 厚生労働省 愛知労働局. 歯科健康診断
結果報告の改正について.
https://jsite.mhlw.go.jp/aichi-roudoukyoku/hourei_seido_tetsuzuki/anzen_eisei/shika_kenshin.html
(2023年3月31日最終アクセス)
- 5) 厚生労働省 三重労働局. 労働安全衛生
法に基づく歯科医師による健康診断を実
施しましょう.
[https://jsite.mhlw.go.jp/mie-](https://jsite.mhlw.go.jp/mie-roudoukyoku/content/contents/001263380.pdf)

- roudoukyoku/news_topics/topics/shika
kenshin_00001.html
(2023年3月31日最終アクセス)
- 6) 厚生労働省 長崎労働局. 労働安全衛生法に基づく歯科医師による健康診断を実施しましょう.
<https://jsite.mhlw.go.jp/nagasaki-roudoukyoku/content/contents/kensin-21012505.pdf>
(2023年3月31日最終アクセス)
- 7) 広島県歯科医師会. 労働安全衛生法に基づく歯科特殊健康診断をご存知ですか?
https://hpda.or.jp/residents/news/info_20200205110000.html
(2023年3月31日最終アクセス)
- 8) 総務省統計局. 令和元年経済センサス - 基礎調査 (甲調査確報) 結果の概要.
<https://www.stat.go.jp/data/e-census/2019/pdf/gaiyo2.pdf>
(2023年3月31日最終アクセス)
- 9) 中小企業庁. 都道府県・大都市別企業数、常用雇用者数、従業者数 (民営、非一次産業、2016年).
https://www.chusho.meti.go.jp/koukai/c-housa/chu_kigyocnt/181130kigyoyou2.pdf
(2023年3月31日最終アクセス)
- 10) 秋田 泰, 有賀 徹. 中小・零細企業勤務労働者の安全衛生管理, 現状と今後について—大田区の事例を基にして—. 日職災医誌 2018 : 66 : 413—417.
<http://www.jsomt.jp/journal/pdf/066060413.pdf> (2023年3月31日最終アクセス)
- 11) 松田 晋哉, 吉田 勉. 雇用環境の変化と企業における健康管理システム. 労働科学 1998 : 74 : 266—271.
<https://darch.isl.or.jp/il/cont/01/G0000002rouken/000/019/000019706.pdf>
(2023年3月31日最終アクセス)
- 12) 矢野榮二. 非正規雇用と健康. 学術の動向 2010 : 15(10) : 20-23.
https://www.jstage.jst.go.jp/article/tits/15/10/15_10_10_20/_pdf-char/ja
(2023年3月31日最終アクセス)
- 13) 堤 明純. 雇用と健康格差の要因 ～働く人の健康を守るために～.
DIO : data information, opinions : 連合
- 総研レポート : 資料・情報・意見
2020 : 33 (1), 6-9.
<https://www.rengosoken.or.jp/dio/2901e7d4e01b834889c47c8d6619457e7c6f8b6a.pdf>
(2023年3月31日最終アクセス)
- 14) 日本歯科医師会. 歯科医師向け「産業歯科保健ハンドブック」.
https://www.jda.or.jp/occupational_health/doc/handbook.pptx
(2023年3月31日最終アクセス)

別紙 1. 都道府県及び一部郡市区歯科医師会の歯科特殊健診の質問紙

最初に都道府県または郡市区歯科医師会名、連絡先のご記入をお願いいたします。該当箇所には☑をいただくか、()内への記載をお願いします。電子媒体での記入の場合、自由記載欄で記載しきれない場合は、改行していただいてもさしつかえありません。

歯科医師会名	_____	歯科医師会
連絡先	電話番号 _____	
	e-mail address _____	
	担当課・担当者名 _____	

1. 貴歯科医師会で、事業場における有害な業務に従事する労働者に対する歯科医師による健康診断（以降、歯科特殊健診とする）の実施または実施予定がありますか？

- 1) はい ⇒ 2 の設問へ
 2) いいえ ⇒ 2 0 以降の設問へ

2. 貴歯科医師会で、事業場における有害な業務に従事する労働者に対する歯科医師による健康診断（以後、歯科特殊健診とする）を担当している事業場を把握していますか？

- 1) 歯科医師会として全く把握していない（個人で実施している）
 2) 歯科医師会として全て把握している
 3) 歯科医師会として一部把握している

3. （この設問は、2. で②、③と回答された場合のみ、回答してください）

貴歯科医師会として把握している事業場数はいくつですか？

() 事業場

4. 貴歯科医師会で担当している事業場の規模の内訳(数)を回答してください。

- 1) 従業員数 50 名以上 () 事業場

2) 従業員数 50 名未満 () 事業場

3) わからない () 事業場

5. 貴歯科医師会で、歯科特殊健診を担当している事業場は、どのような業種ですか？該当する業種に○をつけてください。(複数回答可)

なお、可能な場合、業種の詳細について、わかる範囲でご回答ください。

1) 農業・林業、 2) 漁業、 3) 鉱業、採石業、砂利採取業、 4)

建設業、 5) 製造業、 6) 電気・ガス・熱供給・水道業、 7) 情報通

信業、 8) 運輸業、郵便業、 9) 卸売・小売業、 10) 金融・保険業、

11) 不動産業、物品賃貸業、 12) 学術研究、専門・技術サービス業、

13) 宿泊業、飲食サービス業、 14) 生活関連サービス業、娯楽業、

15) 教育・学習支援業、 16) 医療、福祉、 17) 複合サービス事

業、 18) サービス業(他に分類されないもの)、 19) 公務(他に

分類されるものを除く)、 20) 分類不能の産業、 21) わからな

い

業種の詳細(可能な場合、記載してください)

(
)

6. 貴歯科医師会で担当している事業場で使われている有害物質について、主な物質を選んでください。(複数回答可)

その他の有害物質がある場合は、物質名の記載をお願いします。

1) 塩酸、 2) 硝酸、 3) 硫酸、 4) 亜硫酸、 5) フッ化水素、

6) その他(具体的に：

7. 貴歯科医師会の会員で、日本歯科医師会主催の産業歯科医研修会の修了者数は何名ですか？

(名)

8. 貴歯科医師会の会員で、日本歯科医師会主催の産業医学講習会の修了者数は何名ですか？

(名)

9. 貴歯科医師会の会員で、労働衛生コンサルタント数は何名ですか？

(名)

10. 貴歯科医師会の会員から歯科特殊健診を依頼できる歯科医師はいますか？

いる場合は何名いますか。

1) はい () 名

2) いいえ

11. 貴歯科医師会には、歯科特殊健診用のマニュアルがありますか？ なお、作成している場合、可能であれば、一部を郵送いただければ幸いです。

1) はい

2) いいえ

12. 貴歯科医師会では、都道府県歯科医師会で作成した歯科特殊健診用の問診票を使用していますか？

1) はい

2) いいえ

1 3. 貴歯科医師会では、歯科特殊健診の報酬や申込み方法等についての資料
(パンフレット等)を準備していますか？

- 1) はい
- 2) いいえ

1 4. 貴歯科医師会に歯科特殊健診に関する照会が来たときには、誰がどのよう
に 対応していますか？

1) 制度や一般的な実施内容についての照会：

2) 具体的な個別事例についての照会：

1 5. 貴歯科医師会で歯科特殊健診に関する研修会を主催または共催していま
すか？

- 1) はい (事業場での研修を含む)
- 2) はい (事業場での研修は含まない)
- 3) いいえ

1 6 貴歯科医師会では、特殊健診を実施するにあたって、以下の項目で留意し
ていることがありますか。該当する場合はすべてチェックをお願いいたし
ます。

- 1) 特殊健診対象者の業務内容の聞き取り
- 2) 特殊健診対象者の生活習慣・環境の聞き取り
- 3) 事業所の作業環境管理 (局所排気装置の状況等)
- 4) 特殊健診対象者の手袋、マスク等の保護具の使用状況の把握
- 5) 職場巡視の実施
- 6) _____) _____ そ の _____ 他
(_____)

1 7. 歯科特殊健診を行った際の有所見率 (本調査においては、疑い、軽度も含
めてください) はどの程度であると考えていますか？

- 1) ほとんどない (1%未満)
- 2) 1%～5%未満
- 3) 5%～10%未満
- 4) 10～20%未満
- 5) 20～30%未満
- 6) 30～50%未満
- 7) 50%以上

18. (公社)日本歯科医師会監修の「歯科医のための産業保健入門」第7版 P78、第8版 P88 に掲載されている「歯の酸蝕症」の基準を以下に示します。

士	E 0	エナメル質表面の軽度腐食(欠損)あるいは疑問型
第1度	E 1	欠損がエナメル質内にとどまるもの
第2度	E 2	欠損が象牙質に達しているもの
第3度	E 3	欠損が歯髄または歯髄近くまで及んだもの
第4度	E 4	歯冠部が大きく(またはおよそ2/3以上)欠損したもの

歯の酸蝕症の健診を依頼された場合、この診断基準で行っていますか？
異なる基準を使っている場合には、その内容を具体的に書いてください。
該当部分の写しを添付いただいてもさしつかえありません。

- 1) この基準のとおり行っている
- 2) この基準の表現を一部修正して行っている ()
- 3) 別の基準で行っている。 ()

19. 歯科特殊健診後の事後措置について、留意されている点があれば記載してください。

別紙 2. 都道府県歯科医師会からの回答

1. 貴歯科医師会で、事業場における有害な業務に従事する労働者に対する歯科医師による健康診断(以降、歯科特殊健診とする)の実施または実施予定がありますか

回答数	はい	いいえ
47	27	20
100.0	57.4	42.6

【設問2～設問19までは、設問1で「はい」と回答した者が集計対象】

2. 貴歯科医師会で、事業場における有害な業務に従事する労働者に対する歯科医師による健康診断(以後、歯科特殊健診とする)を担当している事業場を把握していますか

回答数	歯科医師会として全く把握していない	歯科医師会として全て把握している	歯科医師会として一部把握している
27	3	3	21
100.0	11.1	11.1	77.8

【設問2で「歯科医師会として全て把握している」「歯科医師会として一部把握している」と回答した者が集計対象】

3. 貴歯科医師会として把握している事業場数はいくつですか

	回答数	平均値	標準偏差	最小値	中央値	最大値
歯科医師会として把握している事業場数	24	23.3	23.5	1	15.5	85

4. 貴歯科医師会で担当している事業場の規模別の内訳(複数回答)

回答数	従業員数50名以上	従業員数50名未満	わからない
27	14	14	16
100.0	51.9	51.9	59.3

4. 貴歯科医師会で担当している事業場の規模別の事業場数

	回答数	平均値	標準偏差	最小値	中央値	最大値
歯科医師会で担当している事業場の規模別の事業場数	1) 従業員数50名以上	14	5.7	5.7	1	4
	2) 従業員数50名未満	14	16.7	21.8	1	9
	3) わからない	9	11.9	9.2	2	11

※無回答は除外して算出

5. 貴歯科医師会で、歯科特殊健診を担当している事業場は、どのような業種ですか(複数回答)

回答数	農業・林業	漁業	鉱業・採石業・砂利採取業	建設業	製造業	電気・ガス・熱供給・水道業	情報通信業	運輸業・郵便業	卸売・小売業	金融・保険業	不動産業・物品賃貸業
27	0	0	6	6	23	11	0	1	2	0	0
100.0	0.0	0.0	22.2	22.2	85.2	40.7	0.0	3.7	7.4	0.0	0.0
	学術研究・専門・技術サービス業	宿泊業・飲食サービス業	生活関連サービス業・娯楽業	教育・学習支援業	医療・福祉	複合サービス事業	サービス業(他に分類されないもの)	公務(他に分類されるものを除く)	分類不能の産業	わからない	
4	1	2	3	2	0	2	2	1	5		
14.8	3.7	7.4	11.1	7.4	0.0	7.4	7.4	3.7	18.5		

5. 業種の詳細
産業廃棄物処理業者、水道局、精密機器製造業者など
上下水道局、汚濁再生場、半導体、ハンドル、猟銃等の部品製造、海洋深層水飲料製造、海底コア研究所、炭酸カルシウム製造、ダム作業所、警察(科学捜査研究所)
上記のほか「下水道施設維持管理」など
製菓会社、農薬等を取り扱っている会社

6. 貴歯科医師会で担当している事業場で使われている有害物質について、主な物質を選んでください(複数回答)

回答数	塩酸	硝酸	硫酸	亜硫酸	フッ化水素	その他	無回答
27	22	21	24	10	15	10	1
100.0	81.5	77.8	88.9	37.0	55.6	37.0	3.7

7. 貴歯科医師会の会員で、日本歯科医師会主催の産業歯科医研修会の修了者数は何名ですか

	回答数	平均値	標準偏差	最小値	中央値	最大値
日本歯科医師会主催の産業歯科医研修会の修了者数	23	215.6	173.1	13	170	584

※「不明・把握していない」と回答した者は4件、無回答の者は0件であり、これらは平均算出から除外

8. 貴歯科医師会の会員で、日本歯科医師会主催の産業医学講習会の修了者数は何名ですか

	回答数	平均値	標準偏差	最小値	中央値	最大値
日本歯科医師会主催の産業医学講習会の修了者数	17	38.2	46.9	0	12	163

※「不明・把握していない」と回答した者は8件、無回答の者は2件であり、これらは平均算出から除外

9. 貴歯科医師会の会員で、労働衛生コンサルタント数は何名ですか

	回答数	平均値	標準偏差	最小値	中央値	最大値
労働衛生コンサルタント数	20	5.7	7.1	0	2.5	24

※「不明・把握していない」と回答した者は5件、無回答の者は2件であり、これらは平均算出から除外

10. 貴歯科医師会の会員から歯科特殊健診を依頼できる歯科医師はいますか

回答数	はい	いいえ	無回答
27	27	0	0
100.0	100.0	0.0	0.0

10-1. 歯科特殊健診を依頼できる歯科医師数

	回答数	平均値	標準偏差	最小値	中央値	最大値
歯科特殊健診を依頼できる歯科医師数	17	122.5	155.1	4	61	560

※「不明・把握していない」と回答した者は6件、無回答の者は4件であり、これらは平均算出から除外

11. 貴歯科医師会には、歯科特殊健診用のマニュアルがありますか		
回答数	はい	いいえ
27	16	11
100.0	59.3	40.7
12. 貴歯科医師会では、都道府県歯科医師会で作成した歯科特殊健診用の問診票を使用していますか		
回答数	はい	いいえ
27	23	4
100.0	85.2	14.8
13. 貴歯科医師会では、歯科特殊健診の報酬や申込み方法等についての資料(パンフレット等)を準備していますか		
回答数	はい	いいえ
27	11	16
100.0	40.7	59.3
14. 貴歯科医師会に歯科特殊健診に関する照会が来たときには、誰がどのように対応していますか		
1) 制度や一般的な実施内容についての照会		
業務課職員対応、必要に応じて担当理事に照会		
県歯科医師会が郡市区歯科医師会窓口へ案内		
県歯事務局		
県歯事務局		
歯科保健センター、県歯事務局を窓口とし、全ての照会事項は産業歯科委員会に報告され照会・協議し県歯地域保健部の確認のもとで対応している		
事業局		
事務局		
事務局が電話対応している		
事務局がマニュアルを見ながら対応		
事務局職員		
事務局職員が電話や郵送で照会、事務局で不明な点は役員に問合せ、回答しています		
事務局で照会を受け、専務理事、地域保健担当役員でその都度、相談の上対応している		
事務局で対応できない場合は公衆衛生担当理事が対応している		
事務局で必要事項を確認したうえで担当役員に相談		
事務担当者(必要に応じて役員、労働局に相談)		
担当事務職員(歯科衛生士)が対応し説明を行うが、必要に応じて担当役員に確認を行い回答している		
担当役員、担当事務員がTEL対応		
担当役員および担当		
担当理事が回答作成し事務局で対応		
担当理事が対応		
県歯科保健協会を紹介		
本会事務局にて対応		
本会担当より電話にて説明		
事務局が対応		
事務局が対応		

2) 具体的な個別事例についての照会
業務課職員対応、必要に応じて担当理事に照会
県歯科医師会が郡市区歯科医師会窓口へ案内
県歯事務局
産業口腔保健統括マネージャーに連絡し対応いただいている
歯科保健センター、県歯事務局を窓口とし、全ての照会事項は産業歯科委員会に報告され照会・協議し県歯地域保健部の確認のもとで対応している
事務局がマニュアルを見ながら対応
事務局職員が電話や郵送で照会、事務局で不明な点は役員に問合せ、回答しています
事務担当者(必要に応じて役員、労働局に相談)
事務局で対応できない場合は公衆衛生担当理事が対応している
事務局で必要事項を確認したうえで担当役員に相談
担当県歯理事
担当事務職員(歯科衛生士)が対応し説明を行うが、必要に応じて担当役員に確認を行い回答している
担当役員、担当事務員がTEL対応
担当役員および担当
担当役員に確認の上、対応
担当理事
担当理事
担当理事が回答作成し事務局で対応。健診依頼の場合は、近隣郡市区歯科医師会から健診先を紹介
担当理事が対応
地域保健部 理事、成人産業保健委員会 委員長
県歯科保健協会を紹介
申し込み後、歯科医院もしくは地区に本会担当より健診依頼
事務局が対応
事務局から会員へ

15. 貴歯科医師会が歯科特殊健診に関する研修会を主催または共催していますか

回答数	はい(事業場での研修を含む)	はい(事業場での研修は含まない)	いいえ
27	2	11	14
100.0	7.4	40.7	51.9

16. 貴歯科医師会では、特殊健診を実施するにあたって、以下の項目で留意していることがありますか(複数回答)

回答数	特殊健診対象者の業務内容の聞き取り	特殊健診対象者の生活習慣・環境の聞き取り	事業所の作業環境管理(局所排気装置の状況等)	特殊健診対象者の手袋、マスク等の保護具の使用状況の把握	職場巡視の実施	その他	無回答
27	22	17	16	17	12	5	3
100.0	81.5	63.0	59.3	63.0	44.4	18.5	11.1

17. 歯科特殊健診を行った際の有所見率(本調査においては、疑い、軽度も含めてください)はどの程度であると考えていますか

回答数	ほとんどない(1%未満)	1%~5%未満	5%~10%未満	10%~20%未満	20%~30%未満	30%~50%未満	50%以上	無回答
27	25	1	0	0	0	0	0	1
100.0	92.6	3.7	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	3.7

18. 歯の酸蝕症の健診を依頼された場合、以下の診断基準で行っていますか									
回答数	この基準のとおり行っている	この基準の表現を一部修正して行っている	別の基準で行っている						
27	23	3	1						
100.0	85.2	11.1	3.7						
19. 歯科特殊健診後の事後措置について、留意されている点があれば記載して下さい									
<p>一般の保健活動では、健康診断をした後にはその結果に応じた措置(事後措置)を行うが、常勤でない歯科医師が6ヶ月以内ごとに一回だけ関わる健康診断では教科書的な事後措置はできないので「診断区分」「意見としての就業区分」「診査者の意見」およびそれらを総括する歯科医師の意見、「歯科健康診断結果報告書」をもって事後措置とする</p> <p>疑い症例がある場合は必ず再調査するよう指導</p> <p>健康増進に対しては、一般歯科健診も大切である旨の啓発</p> <p>個人の診断結果を対象者と事業者へ報告、全体の診断結果と改善点などの報告書を事業者へ提出している</p> <p>三管理を中心に歯科医師のコメントを対象事業所に連絡する</p> <p>産業界との連携</p> <p>酸蝕症の疑いのある場合、改めて再健診を行う</p> <p>事業所へ健診結果の報告</p> <p>実施医療機関に一任しています</p> <p>障害と業務の因果関係の解明が必要になる</p> <p>対象者へ年2回の健診を勧めている。特に今までの健診で異常はみられていませんので特別な事後措置はしていませんが、健診結果とともに簡単な報告書のようなものは事業所に提出しています</p> <p>特にありません。今後に関しては検討中です</p> <p>なし</p> <p>有所見者があった場合の取り扱いや、報告書作成の励行、指導など</p>									
20. 貴歯科医師会は、以下の公的機関と何でも相談できる関係にありますか									
	回答数	はい	いいえ	無回答					
1) 都道府県労働局	47	21	24	2					
	100.0	44.7	51.1	4.3					
2) 労働基準監督署(市区町村に聞く場合)	47	13	31	3					
	100.0	27.7	66.0	6.4					
3) 産業保健総合支援センター	47	26	19	2					
	100.0	55.3	40.4	4.3					
4) 地域産業保健センター(市区町村に聞く場合)	47	13	28	6					
	100.0	27.7	59.6	12.8					
5) 保健所	47	30	16	1					
	100.0	63.8	34.0	2.1					

21. 歯科特殊健診を実施する際に気になっていること、お困りになっていること、ご意見などがありましたら、自由に記載してください
会社側があまりよく理解していない。歯科特殊健診と一般歯科健診の差がわかっていない
現在、依頼件数が数件ある状況のため、県歯作成健診票およびマニュアルを作成した。今後はシステム構築について検討予定
現在、都道府県労働局に歯科特殊健診の重要性を働きかけている。価格設定が各企業によってまちまちである
健診依頼の事業所側も産業歯科健診では設問16の内容を踏まえた健診内容であることの認識が薄いように思われる。多くの県歯会員の健診受け入れのご協力をいただいているが、ほぼ未実施の医院が大多数なので事業者側と同様に特殊歯科健診の内容をよくご理解いただき、初動で誤りが起きると継続してしまう危惧があるので、適切な助言、誘導、状況把握をしていかなければいけないと留意している
健診を担当する歯科医師の審査基準、判定の統一が難しい
県歯としての歯科特殊健診事業は始まったばかりでデータが少ない
現場の写真撮影を拒否されること
歯科特殊健診に関して、詳しい先生がおられないため、マニュアル作製等に支障をきたしております
歯科特殊健診の対象となる事業所かどうか(歯科口腔に対しても対象となる有害物質を扱っているかどうか)の問合せがあった場合の対応に困っている。(労働局に問い合わせたが把握していないとのことであった)
歯科特殊健診マニュアルを使用し健診を行っておりますが、動画等で実際の症例や注意点などを学べる教材があるとよいと思います。私の行っている事業所では、現在、巡視を行っていませんが、今後、行うときにどのような事を基準に評価すればいいのか分からず困っています
事業場担当者の認知度が低く、本健診事業の内容、意義などに対する理解度が低いため、周知活動の必要性を痛感している。また、歯科医師会会員へも同様の周知が必要で、継続して様々な取り組みが必要である
職場巡視に関する詳細な資料などがあれば、参考までにご提供願います
全国共通で使用できる特殊歯科健診票がないため、積極的に会員の先生に実施のお願いができない
当初、情報不足や関連機関との協力体制が整っていないことにより、検診事業が混乱していたため、県歯科医師会では、労働局や関連機関、事業所、郡市歯科医師会や歯科医師(産業歯科医)とで情報を共有し適切かつ迅速に対応できる環境の整備とその補助を行っています。しかしながら、郡市歯科医師会において地域格差があるため事業場からの問い合わせを含め歯科特殊健診に関して、迅速かつ適切に対応することが難しいこともあるため、その対策が今後の課題となっています。また対象化学物質による酸蝕症以外の症状にも対応できる検診医並びに環境を整えていきたい
法改正により問い合わせが増加しており、こちらも体制が整っていないことから混乱が生じている。他歯科医師会の手引きや健診料金がわかれば参考にしたいです
法的根拠に基づく健診であるため、日本全国どこで健診が実施されても同等の評価が行われるよう健診項目や健診料などは国で示していただきたい
他都道府県歯科医師会において、以下の料金設定についてお聞きしたい。①歯科特殊健診のみの場合②歯科特殊健診に追加で健康増進型の一般歯科健診を行う場合③一般歯科健診に追加で歯科特殊健診を行う場合
本県では、県歯に歯科特殊健診の相談・依頼等があった場合には、原則、事業所所在地の該当地区歯科医師会に依頼を行っている
本県では、事業所から歯科特殊健診の問合せがあった際、日本歯科医師会主催の産業歯科医研修会を修了した先生(歯科医療機関)を紹介する形をとっています
労働安全衛生法が本年10月1日に改正が行われ、事業場の規模に関わらず報告が必要になった関係から50名以下の事業所からも歯科健診の依頼がある。事業所の設置されている地域歯科医師会に対応を依頼しているが、健診票や健診料(積算根拠も含めて)を統一してほしい、参考となる資料が欲しいと依頼されますので、日歯が作成しているマニュアルに健診票や健診料について記載をしていただきたい
当県では、健康診断担当所と提携しており、事業所歯科健康診断の依頼が本会へきております。また、特殊歯科健康診断ガイドブックを本年度に作成をしております
本会では、産業歯科保健講習会を開催し、本会認定の歯科特殊健康診断登録歯科医(現在88名)を募り、県予防医学協会より委託を受けて歯科特殊健康診断を実施しています。登録歯科医院に来院して実施する個別歯科特殊健診と、事業所に登録歯科医を派遣して実施する出張特殊歯科健診の形式があります。令和3年度、28登録歯科医院で31事業所から240名の受診者を受け入れ、出張健診では7事業所にのべ38名の登録歯科医師を派遣し691名を健診しました。予防医学協会を介さない歯科特殊健診は個人での契約となり、本会では把握していませんが、今後問い合わせが増えることが予想されます。歯科特殊健診のマニュアルを各県任せにするのではなく、歯周病検診マニュアルのように、全国統一したシステムでマニュアルや健診票が作成されることを期待します。
職場巡視を歯科医師は行い、指導する立場にあるのかを明確に知りたい